



## 児童発達支援

### 【対象児】

- 未就学の障害児（小学校入学前まで）
  - 療育（集団・個別）を行う必要があると判断されている
- ※初めての申請の際は、①～③のうちひとつをご提出ください。  
どれが該当するかは、事前に障害者支援担当までご相談ください。
- ①障害者手帳
  - ②障害名・療育を要する旨記載のある診断書
  - ③特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類

### 【利用日数】

- あらかじめ決定される、月ごとの利用日数を上限に利用が可能です。
- 複数事業所の利用も可能ですが、1日に利用できるのは原則1事業所です。

### 【サービス内容】

- 日常生活における基本動作（排泄・食事・歩行など）の指導
- 集団生活への適応訓練 等

### 【利用料】

- **3歳に到達した次の年度の4月から小学校入学までの児童**  
幼児教育・保育無償化の対象サービスです。  
利用料は無償となります（実費負担分を除く）
- **無償化対象外（年齢到達前）の児童**  
利用料の1割を、利用者負担上限月額まで事業所等に直接支払います。  
児童の所属世帯の税額（市民税所得割額）によって、下記の通り認定されます。
  - ① 非課税世帯…負担上限月額 0円
  - ② 課税世帯（所得割28万円未満）…負担上限月額 4,600円
  - ③ 課税世帯（所得割28万円以上）…負担上限月額 37,200円その他、実費負担が発生します（教材費・食費等）

問い合わせ先 鶴ヶ島市役所 障害者福祉課  
障害者支援担当

TEL049-271-1111 内線113・114